

アメリカの軍事行動に自動的に参加する憲法違反の戦争法案であり、自治体だけでなく民間をも含め、国民全体の命運にかかわる今国会の最重要法案であると考えます。

この法案を首相の訪米の手土産にしようとする審議を急ぐことなど論外であります。そのために強行された衆議院での修正なるものも、審議時間がたった三時間足らずであり、その内容は国民にも十分に明らかにされていない状態であります。

そのため、このような重要法案は、審議に入るまでに修正内容も含めて十分に検討する時間が当然必要であります。このことは、同じ議案を二回審議することを通じて、衆議院だけの審議による不十分さや欠陥を補い、誤りがあればそれを正すという二院制のもとにおける参議院の責務に照らしても当然のことであります。

よって我が党は、本日の本会議での趣旨説明に反対するものであります。

以上です。

○委員長(岡野裕君) 次に、三重野栄子君。

○三重野栄子君 社会民主党・護憲連合の三重野栄子でございます。

本日質疑が行われます本会議につきまして、私どもといたしましては、新ガイドライン関連法案につきまして、特に多くの自治体からもう既に意見書が寄せられておりますし、我が党の委員会におきましての追及によりまして、法案の危険性あるいは違憲性がますます明確になっていくと理解をしております。

今後、参議院でこれらが議論されるに当たりまして、会議を開催される時間を十分とりたい。

それと、もう一点しましては、修正案が二十六日、一昨日、直前におきまして修正が採決されたわけでございまして、その内容について私どもはまだまだ十分に把握していません。ところが、けき聞いたんですけれども、院の方から、修正案については提案をされない、質疑がされないんだというようなことを伺いまして大変疑問を

持ったところでございます。

しかし、この件に関し、先ほどの議運理事會におきまして、趣旨だけは説明をされるということとでございましたので、その点は理解いたしますけれども、一たん衆議院で修正されたものがどのよう参議院において審議を進められるか、その点について、規則等々についてこれから審議しなければならぬ点を思いました。

大変長くなりましたけれども、そういう趣旨も含めまして、本日の本会議におきましては、趣旨説明は賛成したわけでございますけれども、質疑について、十分の理解ができないということも含めまして、本日の本会議における質疑について反対をいたします。

○委員長(岡野裕君) それでは、三案につき、本日の本会議において趣旨説明及び質疑を行うことに賛成の諸君の挙手、これを願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡野裕君) 多数、かように認めます。よって、そのように決定をいたしました。ただいま趣旨説明及び質疑を行うことを決定いたしました三案につき、自由民主党及び民主党・新緑風会のおの一人十五分、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合、自由党及び参議院の会のおの一人十分の質疑を順次行うことに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡野裕君) 御異議ないと認め、そのように決定をいたします。

○委員長(岡野裕君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長から説明を聞きます。

次に、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の趣旨説明を

ごさいます。まず、日程に追加して提出者の趣旨説明を求めることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、高村外務大臣、野呂田国務大臣から順次趣旨説明があり、これに対し、竹山裕君、角田義一君、日笠勝之君、小泉親司君、湖上貞雄君、田村秀昭君、山崎力君の順にそれぞれ質疑を行います。

次に、日程第一ないし第三を一括して議題とした後、外交・防衛委員長が報告されます。採決は三件を一括して行います。

次に、日程第四について、国民福祉委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第五及び第六を一括して議題とした後、交通・情報通信委員長が報告されます。採決は両案を一括して行います。

次に、日程第七について、地方行政・警察委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第八について、法務委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第九について、経済・産業委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第一〇ないし第二二を一括して議題といたします。

とした後、総務委員長が報告及び趣旨説明をされます。採決は二回に分けて行います。まず日程第一〇を採決し、次いで日程第一一及び第一二を一括して採決いたします。

次に、日程第一三について、国土・環境委員長が報告された後、採決いたします。

次に、先ほど本委員会を議いたしました会計検査院法改正案の緊急上程でございます。まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告された後、採決いたします。

なお、本日の議案の採決は、いずれも押しボタン式投票をもって行います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約三時間三十分の見込みでございます。

○委員長(岡野裕君) ただいま事務総長から説明がありましたとおり、きょうの本会議の議事を進めることに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡野裕君) 御異議ないと認め、そのように決定をいたします。

午前九時四十八分休憩
(休憩後開会に至らなかった)

〔参照〕	
会計検査院法の一部を改正する法律案新旧対照表	
○会計検査院法(昭和二十二年法律第七十二号)	
改正案	現行
第四条 検査官は、両議院の同意を経て、内閣がこれを任命する。	第四条 検査官は、両議院の同意を経て、内閣がこれを任命する。
② 検査官の任命については、日	て参議院が同意しない場合においては、日

② 検査官の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会が閉会中であるため又は衆議院の解散のために両議院の同意を経ることができないときは、内閣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を経ないで、検査官を任命することができる。

③ 前項の場合においては、任命の後最初に召集される国会において、両議院の承認を求めなければならない。両議院の承認が得られなかったときは、その検査官は、当然退官する。

④ 前項の場合においては、任命の後最初に召集される国会において、両議院の承認を求めなければならない。両議院の承認が得られなかったときは、その検査官は、当然退官する。

⑤ 第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

④、⑤ (略)

第五条 (略)

第六条 検査官は、他の検査官の合議により、心身の故障のため職務の執行ができな

⑥、⑦ (略)

第五条 (略)

第六条 検査官は、他の検査官の合議により、心身の故障のため職務の執行ができな

第七条 (略)

第八条 検査官は、第四条第三項後段及び前二条の場合を除いては、その意に反してその官を失うことがない。

② 第四条第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第七条 (略)

第八条 検査官は、第四条第四項後段及び前二条の場合を除いては、その意に反してその官を失うことがない。

四月二十八日(水)の議事予定
請暇の件

服部三男雄君 海外旅行のため十二日間
今井 澄君 同 来る五月一日から八日間
小宮山洋子君 同 明二十九日から八日間
内藤 正光君 同 同
本岡 昭次君 同 同
直嶋 正行君 同 来る三十日から八日間

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めめるの件、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
趣旨説明 高村 外務大臣

野呂田 国務大臣(防衛庁長官)
質 疑 竹山 裕君(自) 一五分
角田 義一君(民) 一五分
日笠 勝之君(公) 一〇分
小泉 親司君(共) 一〇分
淵上 貞雄君(社) 一〇分
田村 秀昭君(由) 一〇分
山崎 力君(参) 一〇分

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第六 通信・放送機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第七 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第八 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(林芳正君外六名発議)

日程第九 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第一〇 行政機関の保有する情報の公開に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

日程第一一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

日程第二 国立公文書館法案(総務委員長提出)

日程第三 住宅の品質確保の促進等に関する法律案(内閣提出)

会計検査院法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

四月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、会計検査院法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

会計検査院法の一部を改正する法律案
会計検査院法の一部を改正する法律案
会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項及び第五項を削る。

第六条第二項を削る。

第八条中「第四条第四項後段」を「第四条第三項後段」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

四月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、会計検査院法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

平成十一年五月七日印刷

平成十一年五月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局